

水道法及び食品衛生法に基づく水の取扱いについて

水道法に基づく水の取扱い

供給量などの規模に応じ、以下のとおり分類される。

- ・ 水道事業の用に供する水道（供給人口規模で上水道事業と簡易水道事業に細分されている）
- ・ 専用水道（寄宿舍、社宅、療養所等における一定規模以上の自家用水道）
- ・ 簡易専用水道（「水道事業の用に供する水道」から供給を受ける水のみを水源とした一定規模以上の貯水槽から給水されるもの）

水質基準

水道法(第 4 条)に基づき、細菌、無機物・重金属、一般有機物、消毒生成物、味、着色など 50 項目について、基準が設定されている。

また、水質基準を補完する項目として、「水質管理目標設定項目」(27 項目)、「要検討項目」(40 項目)がある。

食品衛生法に基づく水及び清涼飲料水の取扱い

食品関係施設で使用する水（食品の製造、調理等に用いる水、食品に直接接触する機械、器具等の洗浄に用いる水、手指の洗浄に用いる水）は、「飲用適」の水を用いることとなっている。

食品衛生法における「飲用適」の水の定義

- ・ 水道法に基づき供給される水（水道事業の用に供する水道、専用水道、簡易専用水道）
- ・ 水道水以外の水（井戸水など）に対しては、26 項目の水質基準に適合した水

清涼飲料水の規格基準

缶やペットボトルに入ったジュース、お茶、ミネラルウォーターなどは、食品衛生法上「清涼飲料水」に該当し、規格基準が定められている。

- ・ 内容成分の規格として、混濁や沈殿物、ヒ素・重金属（鉛、カドミウム、スズ）、細菌（大腸菌群）などに対して規格が定められている。
- ・ 製造の際の基準として、原水（飲用適であること）や、殺菌・除菌の方法などの基準が定められている。